

木津川市教育委員会会議録

令和6年第7回木津川市教育委員会定例会

○日 時：令和6年7月23日（火） 午後3時から午後4時04分まで

○場 所：木津川市役所5階 全員協議会室

○出席者：竹本充代教育長、有賀やよい委員、小松信夫委員、佐脇貞憲委員、皆川麻紀委員

（事務局）平井教育部長、八田理事兼文化財保護課長、大村理事、山口理事、福井教育部次長兼教育総務課長、東村学校教育課長、中島社会教育課長

1. 開 会 教育長

教育長あいさつ

2. 前回会議録の承認

異議なく承認された。

3. 議事

《議案第24号 木津川市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

令和5年4月21日付で文化庁に認可された木津川市文化財保存活用地域計画に基づく事業を行政や実行委員会が実施することに対して進歩管理などを行うために設置するもの。

【質疑】

委 員：公募委員は含まれるのか。

事務局：文化財保護法では公募委員の必置規定はない。具体的な人選はこれからになるが、歴史文化構想策定委員としてお世話になった学識経験者や関係団体などを中心に構成したいと考えている。その中には公募委員も含まれていた。今後検討する。

委 員：行政の委員は男女比を4～5割にするという府内での方向性がある。達成できている委員会は少ない。文化財関係の委員会では女性がいないものもある。学識経験者では委員となり得る世代の女性が少ないと聞いている。文化財に興味関心のある女性はいると思うので、公募委員で入れるなど検討してもらいたい。

事務局：恭仁宮跡保存活用委員会では、ふるさと案内・かもから推薦された委員は女性だ

ったこともある。できるだけ配慮し考慮していきたい。

教育長：この条例が9月議会で承認された後に規則等の整備はするのか。

事務局：木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

の別表への追加は必要だが、運営に関する実行規則の制定は考えていない。

教育長：規則改正後に具体に人選するのか。

事務局：10月の教育委員会定例会で委員委嘱の議案提出ができればよいと考えている。

実行委員会、行政で文化財活用地域計画に基づいてどういった事業を実施するのか

といった実施計画を、今回提案の協議会で諮り、また実行委員会の計画に反映する

というやりとりが必要なので、できるだけ早期に組織したいと考えている。

教育長：具体的な事業の実施にも携わってもらうのか。

事務局：事業自体は行政と実行委員会が進める。協議会からはそれに対する意見を出して
もらい、さらに事業を充足、発展させる対等な関係になる。

【採決】

教育長が議案第24号について採決を行い、全員一致で可決された。

《報告第1号 木津川市育英資金の交付状況等について》

教育長が、事務局に説明を求めた。

事務局が、報告書に基づき説明を行った。

【説明】

令和6年度の育英資金は1人あたり1万円を69名に支給した。基金の状況について説明する。現在利子運用益がなく、残高は減少しており、今年度支給後の残額は約250万円程度であるため、近年と同程度の支給人数であれば令和9年度までは支給が可能であると思われる。基金残高の減少、児童手当拡充など子育て支援施策が拡大されたことなどを考慮し、令和6年度中に今後の在り方について、運営委員会で議論する予定である。

【質疑】

委員：基金は増えているのか。

事務局：財源の経過は、合併前に篤志家からの寄附を原資として基金に積み立てたもの。

平成22年度までは一般財源を投入していたが、平成23年度からは寄附者の意思を尊重するため、原資を取り崩して支給することとした。その後基金残高が減少し、多くの人に長い期間支給するため、平成29年度からは新入生に支給対象を限定している。平成24年度から広報や市のHPで寄附を呼びかけている。最近では令和2年度に3件32万円、4年度1件10万円寄附されたが、1年分の支給額を賄える額ではない。

委 員：寄附呼びかけなど努力してもらっていると聞いている。

事務局：一般的な市の寄附募集の方法で周知している。

教育長：育英資金運営委員会で協議している。支給対象者を新1年生だけにしたり、支給金額を減額することなど以前に教育委員会でも議論していただいた。できるだけ長く、多くの人に受給してもらえるようにしたが、このままでは令和9年度で支給できなくなる。今後の在り方について再度運営委員会を開催し、議論される。

委 員：申請者数の推移は。

事務局：平成27年度は160人、令和5年度88人、4年度65人、3年度59人である。急に増加する可能性もあり、予測できない。

教育長：平成27年度は3年生まで対象であった時期ではないか。

事務局：平成29年度から対象が新1年生だけになった。それ以降は概ね80～90人で推移している。

教育長：中学校3年生で就学援助受給者には個別に申請の案内をしているので、必要な家庭への周知はできていると考える。今後は多額の寄附がない限り存続が難しい状況である。

4. 教育長報告（令和6年6月27日～令和6年7月23日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。中でも次の点について、説明があった。

- ・6月27日 令和6年度市町村教育委員会研究協議会がオンラインで開催された。
- ・7月 1日 木津川市校園長会歓送迎会が5年ぶりに開催され、委員にも出席いただいた。
- ・7月 5日 令和6年度相楽地方教育委員会連絡協議会教育委員・教育長合同研修会及び懇話会が開催された。山城教育局長から教育課題について講演していただいた。
- ・7月11日 部落解放人権政策確立要求実行委員会に出席した。
- ・7月12日 市町村教育委員会連絡協議会幹事三役会議に出席。京都府への要望事項について協議した。
- ・7月14日 ふれあい文化講座が開催された。
- ・7月16日 京都府から大阪・関西万博に係る説明会があり、オンラインで参加した。
- ・7月23日 令和6年度第2回総合教育会議で教育大綱の修正案について議論いただいた。現在木津川市に3人配置しているALTのうち2人が離職することとなったため、離任式を行う。

5. その他

（1）今後の行事予定

事務局が、今後の行事予定について説明を行った。

（2）令和6年第2回木津川市議会定例会 一般質問及び答弁について

事務局が、報告書に基づき説明を行った。

【説明】

令和6年第2回市議会定例会での一般質問と答弁について説明。

【質疑】

委 員：直接関係ないが1学期の登下校中の事故の状況はどうか。

事務局：スポーツ安全保険の請求があるため学校から報告を受けている。その内容は自転車での登下校中に転んだ、子ども同士ぶつかった、車に当たったなど。安全教育の徹底が必要であると感じている。幸い入院などに至ることはなかった。

委 員：登下校中に横断歩道を渡ることもたちに行き会ったことがある。見守りの保護者がいると、子どもたちは自分自身で安全確認せずに横断歩道を渡っていた。見守りについてはありがたいことではあるが、子どもたちが自分自身で安全を確認して渡るように指導するべきだと感じた。

事務局：交通安全教育は実施している。指導員を配置していて、自分で安全確認をするよう仕向けている。

教育長：自分で自分の身を守ることは大事なことである。いつも見守りの人がいるわけではない。安全教育を徹底するよう指導する。

(3) コミュニティスクールについて

今後の方針について、教育長が報告した。

【説明】

地域の力で子どもたちを支える取組みとして、学校運営協議会の設置を市内全学校に広げていきたいと考えている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律には学校ごとに設置すると定められている。これまで学校の自発的な取組みを尊重し、市教委から画一的な制度化を進めてこなかった。子どもたちを取り巻く情勢が変化し、少子化や核家族化の進行によって人間関係の希薄化が進んでいる現状では、子どもたちが今後も心豊かに成長するためには、より一層地域の力が必要である。学校の課題を地域に知ってもらい、学校をより良くする理解者、支援者になっていただけるような組織の起ち上げを進めたい。現在3校に設置し、これまで教育委員会でも委員の任命についてなど、諮詢してきた。令和8年度からの設置を目指し、先行事例を紹介したり、社会教育との連携を進めて市教委がリードしていくと考えている。今後の進捗等については定例会などで随時報告する。

【質疑】

委 員：小中学校すべてか。

教育長：中学校の設置も考えている。

委 員：地域が学校と関わることは大きな力になる。教育委員をしているとそれが大事なことだと思うが、自分が住んでいる地域でも高齢化が進み、役員の選出も困難になってきている。環境整備など地域の活動の参加者も減少している。地域により違いがあり、それぞれの地域の実態を地域長などと話し合うことが大事である。運営委員の配分は決められるが、地域の実態がついていかない。3校に設置できたことはすごいことだと思う。

教育長：現在設置している3校は校長と教育委員会が協議して準備を進めた。学校のこどもたちを多くの人の目で見守る観点において、地域の協力なくしてはできないことである。

(2) 次回教育委員会は、令和6年8月28日（水）午後2時30分に開催することを確認した。

教育長が、会議を閉会した。